

市有財産売買契約書

売主 滝沢市（以下「甲」という。）と買主 （落札者）（以下「乙」という。）とは、次の条項により、市有財産の売買契約を締結する。

（総則）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、この契約の履行に際して、知り得た秘密を漏らしてはならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

- （1）区分番号 R 7 - 1 0 - 1
- （2）物件名 日野 デュトロ
- （3）数量 1 台

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 （落札価格） 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結日までに契約保証金として、金 2 0 , 0 0 0 円を甲に納入しなければならない。

2 前項の契約保証金のうち、金 2 0 , 0 0 0 円は入札保証金より充てることとする。

3 第1項の契約保証金は、第18条に定める損害賠償額の予定又はその一部としないものとする。

4 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

5 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充てることとする。

6 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

（売買代金の支払い方法等）

第5条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金 （落札価格 - 2 0 , 0 0 0） 円を、甲の発行する納入通知書により、あらかじめ甲が定めた期限までに甲に支払わなければならない。

（所有権の移転等）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したとき乙に移転する。

2 前項の規定に際し、乙が所有権移転登録に必要な書類を甲に請求した場合は、甲はこれを交付するものとする。

3 当該登録に要する費用は、一時抹消登録に係る費用を除き、乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第7条 甲は、第5条に定める期限から60日以内に甲乙両者が定める日に、当該物件を現状有姿のまま乙に引渡し、乙は、直ちに当該物件の受領書を甲に提出するものとする。

2 乙は、売買物件の引受け及び搬出の実施については、関係法令を順守し、甲の指示に従うとともに、これに係る保険加入、輸送手配等の手続については、乙が行わなければならない。これに要する費用は、乙の負担とする。

(危険負担等)

第8条 乙は、本契約締結から売買物件の引渡しまでの間において、当該物件が甲の責に帰することのできない事由により滅失又は損傷した場合は、甲に対して、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約不適合責任)

第9条 乙は、契約締結後、売買物件に、種類・品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、契約金額の減免若しくは損害賠償の請求又は本契約の解除をすることができない。

(用途の制限)

第10条 乙は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する接客業務委託営業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所用の用に供してはならない。

(売買物件の譲渡等)

第11条 乙は、売買物件の所有権を第三者に移転し又はその物件を第三者に貸し付けるときは、前条に定められた義務を、その譲受人又は賃借人に承継させなければならない。

(実地調査等)

第12条 甲は、第10条及び前条に定める事項について必要があると認めるときは、乙に対し、所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合、乙は、報告若しくは資料の提出を怠り又は実地調査を拒み若しくは妨げてはならない。

(違約金)

第13条 乙は、第10条及び第11条に定める義務に違反したときは、売買代金の3割に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項に定める違約金は、違約罰であって、第18条に定める損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、次の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙が、本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）に該当する旨の通報を警察から甲が受けたとき。

(暴力団員又は暴力団関係者から不当介入を受けた場合における措置義務)

第15条 乙は、本契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けたときは、これを拒否し、速やかに所管の警察署に通報して捜査上必要な協力を行うとともに、その内容を甲に報告しなければならない。

(返還金等)

第16条 甲は、第14条の規定により本契約を解除した場合は、第5条の規定により収納済の代金を乙に返還するものとする。ただし、当該返還金には、利息を付さない。

2 乙は、第14条の規定により本契約を解除された場合には、乙が売買物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費、その他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

(原状回復義務)

第17条 乙は、甲が第14条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は損傷しているときは、契約解除時の時価により、減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権の移転登録に必要な書類の一切を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第18条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第19条 第16条第1項の規定による返還金について、乙が第13条、第17条又は前条の規定により甲に支払うべき金額のあるときは、それらの全部又は一部を返還金と相殺するものとする。

(契約の費用)

第20条 本契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第21条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議の上決定するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年12月____日

甲 住所 岩手県滝沢市中鵜飼55番地

氏名 滝沢市
滝沢市長 武田 哲

乙 住所

氏名